

障がい福祉について知ろう！

問い合わせ
福祉課 ☎内線 235

👉 CHECK! 12月3日～12月9日は「障害者週間」です!

「障害者週間」は、障がいを抱えた人の福祉について理解と関心を深めるとともに、障がいを抱えた人が社会、経済、文化活動などあらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として設定されました。

週間を迎えるにあたり、障がいについてお伝えしつつ、障がいを抱えながらも長きにわたり地域活動に参加する人たちをご紹介します。

【 障がいとは? 】

初めに「障がい」とは何かについてお話しします。

「障がい」という言葉は、様々な場面で聞く機会があるかと思いますが、おもに以下の3つから成り立つことが多いです。また、それぞれの「障がい」に対応した手帳もありますので一つずつ見ていきましょう。

※障がいの種類は、今回ご紹介するもの以外にもあります。

01 身体障がい

先天的あるいは後天的な理由で、身体の一部が不自由になっている状態。

「身体障害者手帳」の交付を受けられる場合があります。症状や状態に応じて1級、2級といった等級が記載されます。手帳には写真が付いているため、身分証としても利用できます。

02 精神障がい

統合失調症や気分障がい、アルコールや薬物への依存、人格障がいなどの理由により、日常生活や社会生活がしにくくなる状態。

「精神障害者保健福祉手帳」の交付を受けられる場合があります。症状や状態に応じて1級、2級といった等級が記載されます。手帳には写真が付いているため、身分証としても利用できます。

03 知的障がい

発達期に脳に何らかの異常が発生し「考える、話す」といった知的な能力やコミュニケーションに困難が生じ、日常生活や社会生活への適応能力に課題を持つ状態。

「療育手帳」の交付を受けられる場合があります。症状や状態に応じてA1、B1といった等級が記載されます。手帳には写真が付いているため、身分証としても利用できます。

(地域によっては等級が1度、2度と記載される手帳を交付されることもあります。)

障がいを抱えた人を助ける「ヘルプマーク」

義足や人工関節を使用している人、内部障がい、難病の人、妊娠初期の人など外見からは分からないけれど、支援が必要な人たちのために「ヘルプマーク」というものがあります。

このマークは周りの人たちに対し、支援が必要であることへの目印となり、神奈川県では平成29年3月から導入されました。役場福祉課の窓口で配布していますのでご利用ください。

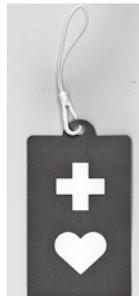
◇配布対象者

県内在住で義足や人工関節を使用している人、内部障がいの人、難病の人、妊娠初期の人など支援や配慮を必要としている人。

※障がい者手帳や医師診断書などは不要です。

◇ヘルプマークをつけた人を見かけたら…

- ・電車、バスの中で席をお譲りください。
- ・駅や商業施設などで声かけの支援をお願いします。
- ・災害時に安全に避難するための支援をお願いします。



ヘルプマークの
目印はこちら!